

生乳検査精度管理 認証制度のご案内



生乳検査精度管理認証制度の目的

指定団体、生乳販売業者等ならびに乳業者は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令を遵守し、乳成分・乳質の評価による生乳取引可否の判断や、支払乳代の配分及び成分加算金の算定を公正に行うために、適正な生乳検査を行う責務を担っています。そのため、生乳検査施設及び検体採取組織は、全国共通の基準である生乳検査マニュアルに準拠した適正な検体採取と的確な精度管理の下での生乳検査を行わなければなりません。

生乳検査精度管理認証制度は、生乳検査施設及び検体採取組織の精度管理等の実施状況を第三者機関が審査し、認証規程の要件を満たすことを認証する制度であり、生乳の取引・配分等にかかるすべての生乳検査が適正な精度管理下で行われ、その検査結果を公正性、信頼性のある正確なものとするを目的としています。そして、酪農乳業が一体となってこの制度を効果的に運用することにより、生乳の品質管理、生乳流通の合理化、さらなる生乳の品質改善等に資することをめざしています。

1. 認証の対象

生乳検査施設

生乳の検査を行う施設

【対象項目】

- ・ 検査（生乳の乳脂肪分、無脂乳固形分、迅速測定器測定による体細胞数）
- ・ 検体採取

検体採取組織

生乳の検査を他者に委託し、検体採取のみを行う団体

【対象項目】

- ・ 検体採取

2. 認証の基準

(1) 部門設置のポイント

生乳検査施設

信頼性確保部門

検査業務の精度管理状況、教育訓練等の内部点検を行う。

信頼性確保部門責任者

管理職以上の役職であり、部門の責任のすべてを負う。
指定者を置くことができる。

独立
している

生乳検査部門

検体の採取、検体の搬送、検査、試薬機器の管理、精度管理、検査員及び検体採取者の教育訓練を行う。

生乳検査部門責任者

管理職以上の役職であり、部門の責任のすべてを負う。
区分責任者を置くことができる。

検査員

教育訓練を受け1年以上の実務経験があるか、外部研修を受講し、能力があると部門責任者が認めた者

検体採取者

教育訓練を受け検体の取り扱いを理解し、検査結果に影響を与える要因を自ら排除する能力があると部門責任者が認めた者

検体採取組織

信頼性確保部門

検体採取業務の精度管理状況、教育訓練等の内部点検を行う。

信頼性確保部門責任者

管理職以上の役職であり、部門の責任のすべてを負う。
指定者を置くことができる。

独立
している

検体採取部門

検体の採取、検体の搬送、精度管理、検体採取者の教育訓練を行う。

検体採取部門責任者

管理職以上の役職であり、部門の責任のすべてを負う。
区分責任者を置くことができる

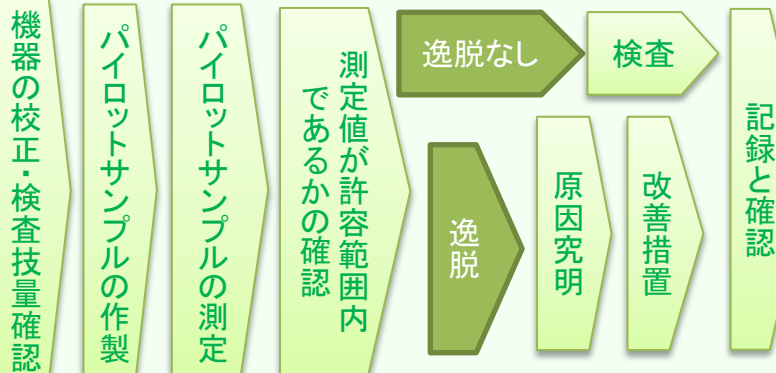
検体採取者

教育訓練を受け検体の取り扱いを理解し、検査結果に影響を与える要因を自ら排除する能力があると部門責任者が認めた者

(2) 精度管理のポイント(生乳検査施設の場合)

内部精度管理

(日常の検査前・検査中・検査終了後に実施する)



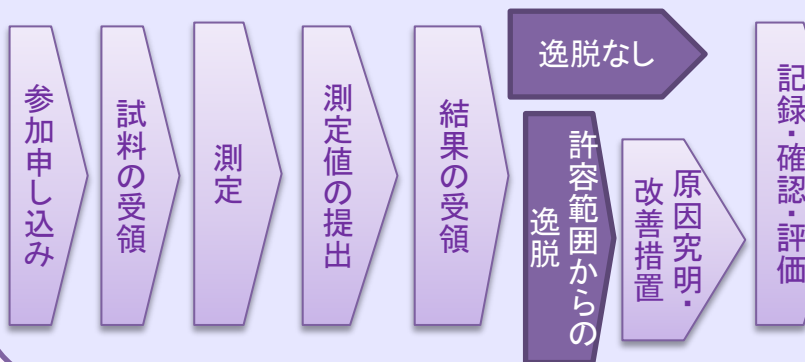
内部点検

内部精度管理
月1回



外部精度管理調査

(年4回の調査に継続して参加する)



外部精度管理
参加の都度
(年4回)



文書管理

組織

検体の採取、
搬送

試薬・機器
の管理

検査員及び
検体採取者の
教育訓練

その他

その他の事項
年1回以上



3. Q&A

Q1. どのような施設や組織が認証の対象となるのですか？

A1. 生乳検査を行っている施設が生乳検査施設として、生乳検査を他者に委託している組織が検体採取組織として、認証の対象になります。

具体的には、前者は、生産者団体から委託を受けて検査を行っている検査施設、生乳の受入検査を行っている乳業工場の検査施設など、後者は、生乳検査を他者に委託し検体採取のみに携わっている生産者団体などです。

Q2. 認証の申請はどのように行うのですか？申請後はどのようになるのですか？

A2. 「生乳検査精度管理認証申請書」に必要書類を添付して公益財団法人 日本乳業技術協会(以下「乳技協」)に提出していただきます。生乳検査施設の場合は、毎年4回実施される生乳検査外部精度管理調査に継続的に参加し、原則として申請時期以前の直近2回の結果が連続して認証標準値からの許容範囲内にあることが申請の要件となります。

乳技協は申請書及び現地の調査を行ってその結果を生乳検査精度管理認証特別委員会(以下「認証特別委員会」)に報告し、これをもとに認証特別委員会で審査が行われます。認証特別委員会の答申を受けて、乳技協代表理事が認証します。

Q3. 認証の審査は誰が行うのですか？

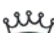
A3. 酪農乳業について詳しく、かつ第三者的に評価できる5名の委員によって構成されている認証特別委員会で審査されます。この委員会は乳技協内に独立して設置されています。

Q4. 認証には有効期間がありますか？

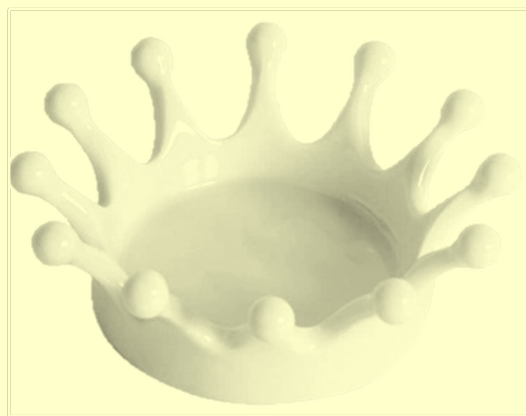
A4. 有効期間は3年間ですので、3年ごとに更新手続きが必要です。更新の審査は、前回との変更点を中心に行われます。

Q5. 認証の申請に費用はかかりますか？

A5. 審査のための調査料をご負担いただきます。

 詳しくは、公益財団法人 日本乳業技術協会ホームページをご覧ください。

URL: <http://www.jdta.or.jp/> 03-3264-1921(代)



公益財団法人 日本乳業技術協会

〒102-0073 東京都千代田区九段北1丁目14番19号 (乳業会館)

電話 (03) 3264-1921 (代)

FAX (03) 3264-1569

URL <http://www.jdta.or.jp/>